※※※※※※※※※※※※※※※
※　　※
※　　定　　款　　※
※　　※
※※※※※※※※※※※※※※※

GFA 株式会社

定　款

第１章 総　則

（商　　号）

第 １ 条　当会社は、ＧＦＡ株式会社と称し、英文にては、ＧＦＡ Co.，Ltd.と表示する。

（目　　的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．　不動産の売買、仲介及び賃貸業務

２．　不動産の活用に関するコンサルティング業務

３．　有価証券等への投資

４．　金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、金銭債権の買取及び債務の保証

５．　経営コンサルティング業務

６．　金融商品仲介業務

７．　M&A 業務及びそれに関連するコンサルティング業務

８．　金融商品取引法に規定する金融商品取引業

９．　自然エネルギー等による発電及び送電に関するシステムの企画、開発及び販売、並びに、自然エネルギー等による発電及び売電事業

１０．　映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、製造、卸及び販売

１１．　各種イベントの企画、運営、管理

１２．　広告及びマーケティング、コンテンツ配信

１３．　医療機器、医療品、医薬品の販売

１４．上記事業に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章 株式

（発行可能株式総数）

第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は、２２，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第 ６ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ７ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 ８ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（自己の株式の取得）

第 ９ 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（基準日）

第１０条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１２条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

（招　　集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

２　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の設置）

第２１条　当会社は、取締役会を置く。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２　取締役会の決議によって、取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第５章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第２９条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第３０条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第３１条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになることに備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第３３条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３５条　監査役会の決議は法令等に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第３６条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によって定める。

（報酬等）

第３７条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社には社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第３９条　当会社は、会計監査人を置く。

（選任方法）

第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第４３条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章 計　　算

（事業年度）

第４４条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第４５条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第４６条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間等）

第４７条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　前項の金銭には利息を付けない。

以上